

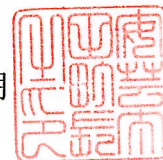
安芸太田町公告第 2 号

農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案を次により縦覧に供する。

当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、縦覧期間終了後の翌日から起算して 15 日以内に町にこれを申し出ることができる。

令和 8 年 2 月 27 日

安芸太田町長 橋 本 博 明



- 1 農用地利用計画の案の縦覧期間
自 令和 8 年 2 月 27 日
至 令和 8 年 3 月 28 日
- 2 農用地利用計画の案の縦覧場所
安芸太田町役場 産業観光課